

霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市子ども医療費助成条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 霧島市子ども医療費助成条例(平成17年霧島市条例149号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「子ども」の次に「(市町村民税非課税世帯に属し、かつ、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

8 この条例において「市町村民税非課税世帯」とは、保険給付が行われた月の属する年度(当該保険給付が行われた月が4月から7月までの場合にあつてはその前年度)に、市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課される場合を除く。))をいう。)が助成対象となる子どもの属する世帯の世帯員の全てについて課されていない世帯をいう。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 市町村民税非課税世帯以外の世帯 月の初日から末日までの間における保険付に係る一部負担金の合計額から2,000円を控除した額

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、市町村民税非課税世帯に属し、かつ、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある助成対象となる子どもに係る助成については、当該保険給付を行った保険医療機関等に助成金を給付することによって代えることができるものとする。

第7条第2項中「鹿児島県国民健康保険団体連合会」の次に「又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を加える。

(霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年霧島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 3 市長 | 霧島市子ども医療費助成条例(平成17年霧島市条例149号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|--|

別表第2に次のように加える。

| | | |
|------|--|--|
| 3 市長 | 霧島市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和33年法律第128号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 霧島市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年霧島市条例第157号)による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の霧島市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）による子ども医療費助成において、本年10月1日を適用日として鹿児島県乳幼児医療助成事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことから、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口負担をなくす制度を導入すること、及び当該医療費助成事務について個人番号の利用を行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。

